第22号の3様式　記載要領

1　この申告書は、市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する公共法人（法人税法第２条第５号の公共法人）及び公益法人等（法人税法第２条第６号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合及び敷地分割組合、地方自治法第260条の２第７項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第７条の２第１項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法第２条第２項に規定する特定非営利活動法人を含みます。）で法人税を課されないもの（地方税法第296条の規定により非課税となるものを除きます。）が市民税の均等割を申告する場合に使用します。

2　この申告書は、４月30日までに大阪市長に１通（提出用）を提出してください。

なお、４月30日が土曜日、日曜日及び祝休日にあたる場合は、その翌開庁日が提出期限となります。

3　「管理番号」欄・「ＣＤ」欄には、本市より申告納付依頼状を送付している場合、申告納付依頼状右上の管理番号（８桁）・ＣＤ（チェックデジット）（１桁）をそれぞれ記載してください。

4　「法人番号」欄には、国税庁より通知される13桁の法人番号を記載してください。

5　金額の単位区分（けた）のある欄は、単位区分に従って正確に金額を記載してください。

6　「同左の月数①」欄の月数は、暦により計算し、１月に満たないときは１月とし、１月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載してください。

7　「この申告によって納付すべき市民税の均等割額②」欄については、次により記載してください。

⑴　この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載してください。

⑵　２以上の区に事務所等又は寮等を有する場合は、「②の計算」欄の合計額又は第20号様式別表４の３の「計」欄の金額を記載してください。

※各区の均等割額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載してください。

8　「②の計算」欄については、次により記載してください。

⑴　事務所等又は寮等の所在する区ごとに記載してください。

⑵　「※区コード」欄は記載しないでください。

なお、10以上の区に事務所等又は寮等を有する場合は、この欄には記載せず第20号様式別表４の３を添付してください。

9　均等割の税率は、年額50,000円です。ただし、市内の２以上の区に事務所等又は寮等を有する法人については、区ごとに年額50,000円として計算してください。